

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 7 月 27 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 17 件

厚生年金保険関係 17 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600004号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600139号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を11万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(11万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600005号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600140号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を8万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(8万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600007号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600141号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(2万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600010号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600142号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を4万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(4万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600011号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600143号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を1万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(1万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600014号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600144号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を11万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(11万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600124号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600145号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(2万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600129号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600146号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を6万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(6万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600139号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600147号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(2万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500824号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600148号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和41年8月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和41年4月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間②について、請求者のA事業所における昭和41年11月1日から昭和42年1月1日までの期間、昭和43年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年10月1日までの期間及び昭和44年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、昭和41年11月及び同年12月は1万2,000円から1万4,000円、昭和43年4月は1万4,000円から2万円、同年6月は1万4,000円から1万8,000円、同年7月及び同年8月は1万4,000円から2万円、同年9月は1万4,000円から2万2,000円、昭和44年6月は1万8,000円から2万円とする。

昭和41年11月及び同年12月、昭和43年4月、同年6月から同年9月及び昭和44年6月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和41年4月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料並びに昭和41年11月及び同年12月、昭和43年4月、同年6月から同年9月及び昭和44年6月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

請求期間②のうち、その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年4月1日から同年8月1日まで  
② 昭和41年8月1日から昭和47年1月1日まで

③ 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 5 月 15 日まで

A 事業所に勤務した期間のうち請求期間①及び C 社に勤務した期間のうち請求期間③の厚生年金保険の加入記録がない。

また、A 事業所に勤務した期間のうち請求期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与支給額に比べ低く記録されている。給与明細書を提出するので請求期間①及び③の厚生年金保険の被保険者期間並びに請求期間②の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

請求者から請求期間①及び②に係る給与明細書として提出された資料には表題が「請求書」と記載されているものの、記載されている内容、B 社の現在の事業主及び同僚の陳述並びに請求者から提出された「昭和 43 年分給与所得の源泉徴収票」における社会保険料控除額が、当該資料の昭和 43 年 1 月から同年 12 月までにおける社会保険料の控除額の合計と概ね一致していることから、当該資料は A 事業所において発行された給与明細書と認められる。

請求期間①のうち、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、B 社の現在の事業主の陳述及び上記給与明細書並びに同僚の厚生年金保険被保険者記録により、請求者が当該期間において A 事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を健康保険料及び雇用保険料と合算した額で事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①のうち、昭和 41 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、請求者は当該期間に係る給与明細書を保有していないものの、B 社の現在の事業主は、請求者は A 事業所において昭和 41 年 4 月以降継続して勤務していた旨陳述していること並びに請求者から提出された同年 9 月以降の給与明細書においても同年 4 月及び同年 5 月の給与明細書と同様に、健康保険料及び雇用保険料と合算した額で厚生年金保険料が控除されていることから、昭和 41 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間についても、請求者は、A 事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額若しくは請求期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の昭和 41 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から 8,000 円とすることが妥当である。

請求期間②のうち、昭和 41 年 11 月 1 日から昭和 42 年 1 月 1 日までの期間、昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び昭和 44 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、給与明細書により、請求者が、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間又は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和41年11月及び同年12月は1万4,000円、昭和43年4月は2万円、同年6月は1万8,000円、同年7月及び同年8月は2万円、同年9月は2万2,000円、昭和44年6月は2万円とすることが妥当である。

請求期間②のうち、昭和41年8月1日から同年11月1日までの期間、昭和42年1月1日から昭和43年4月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年10月1日から昭和44年6月1日までの期間及び同年7月1日から昭和47年1月1日までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額若しくは当該期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①及び②当時の事業主は既に死亡している上、B社は、当時の資料は残っていないため不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の資格取得年月日及び報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、C社は、昭和52年1月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本においても解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

また、C社の事業所別被保険者名簿において請求期間③当時に被保険者記録がある複数の従業員に、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について照会したものの、これを記憶している従業員はいないことから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のC社に係る事業所別被保険者名簿における資格取得年月日は、雇用保険記録、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びオンライン記録における資格取得年月日と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501873号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600149号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を18万円、平成16年12月1日の標準賞与額を13万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に18万円、平成16年12月1日に13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びC社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600003号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600150号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を12万7,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に12万7,000円、平成16年12月1日に19万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600080号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600151号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を7万円、平成16年12月1日の標準賞与額を6万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に7万円、平成16年12月1日に6万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600125号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600152号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を30万4,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を31万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に30万4,000円、平成16年12月1日に31万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600128号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600153号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を15万円、平成16年12月1日の標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に15万円、平成16年12月1日に9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600431号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600154号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を16万5,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を19万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に16万5,000円、平成16年12月1日に19万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600266号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600155号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年3月15日の標準賞与額を3万円、平成18年12月22日の標準賞与額を20万1,000円、平成19年7月20日の標準賞与額を27万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年3月15日、平成18年12月22日及び平成19年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年3月15日、平成18年12月22日及び平成19年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年3月15日  
② 平成18年12月22日  
③ 平成19年7月20日

年金事務所からのお知らせで、A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録が漏れていることを知った。賞与の支給は銀行振込で行われており、賞与明細書と預金通帳の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び金融機関の預金通帳の写し並びにA社における複数の従業員の賞与の記録により、請求者は、同社から平成17年3月15日に3万円、平成18年12月22日に21万4,900円、平成19年7月20日に27万1,900円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記賞与明細書により、平成17年3月15日及び平成19年7月20日においては、当該賞与額に見合う標準賞与額(平成17年3月15日は3万円、平成19年7月20日は27万1,000円)に基づく厚生年金保険料を控除され、平成18年12月22日においては、当該賞与額に見合

う標準賞与額（21万4,000円）より低い標準賞与額（20万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年3月15日は3万円、平成18年12月22日は20万1,000円、平成19年7月20日は27万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年3月15日、平成18年12月22日及び平成19年7月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600001号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600028号

## 第1 結論

昭和41年\*月から昭和48年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年\*月から昭和48年3月まで

結婚後、国民年金保険料を通算して40年掛けたいと思い、納付時期や納付期間、納付金額に関する記憶は明確ではないものの、請求期間も含めて、それまでの保険料が未納であった期間について、姉からお金を借りて、国民年金保険料を遡って納付した。請求期間ではないが、付加年金も掛けており、「(資格取得)昭和41年\*月\*日」、「昭和49年9月4日発行」と記載された年金手帳を保有していることから、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付について、姉からお金を借りて遡って納付した旨主張しているが、遡って納付したとする国民年金保険料の納付時期、納付期間及び納付金額に係る主張に一貫性がない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日及び請求者が保有する年金手帳の「昭和49年9月4日発行」の記載から、昭和49年9月頃に払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと考えられるが、前述のとおり、請求期間の国民年金保険料の納付状況は不明確であることから、請求期間の国民年金保険料を遡って納付したと推認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、40年掛けたいと思い納付した旨主張しているが、請求者が60歳に到達する日までの国民年金被保険者期間には、多数の保険料未納期間がある。

加えて、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。